

インド税務およびビジネス法アップデート
(2021 年度第 2 四半期)

(2021 年 11 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Deloitte Haskins & Sells LLP に作成委託し、2021年8月2日に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所

E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

Sr. No.	概要	ページ数
1	直接税	1～6
2	GST（物品・サービス税）	6～9
3	関税	10～12
4	外国貿易政策 2015-20	12～13

インド・ビジネス関連法令等アップデート（2021年度第2四半期）

Sr. No	項目	概要	引用文献
1. 直接税			
1	直接税関税中央局（CBDT）による AY2017-18 までに提出された還付請求済み税務申告書(ITR)の処理期限のさらなる延長(2021年11月30日まで)	<p>Central Board of Direct Taxes (Board)（以下、CBDT）は、1961年所得税法第119条に基づく2021年7月5日付けの通達により、同法第143条(1)項の第2但し書きに規定された期限を緩和して、表題の件を決定した。</p> <p>また、2017-18年度までに有効に提出された申告書のうち、法143条(1)で処理できず、時効となった還付請求については、同条に規定された条件・例外を前提に、2021年9月30日までに処理するよう指示された。</p> <p>この問題は、還付金の支払いに関する納税者の不満が残っていることから、CBDTによって再検討された。この問題に関して納税者が直面している苦難を軽減するために、理事会は、法第119条に基づく権限により、また、法第119条に基づく2021年7月5日付けの先の通達を一部修正し、同通達の段落3に記載された期間を2021年9月30日から2021年11月30日まで延長する。</p>	<p>https://www.incometaxindia.gov.in/news/processing-returns-claims-us-143-of-ita-1961-misccomm-30-9-21.pdf</p> <p>Order dated 30 September 2021</p>
2	CBDTは暫定委員会による解決の対象となる申請の処理について指示書提出	<p>CBDTは、第119条(2)項第1節の(b)項に基づく権限を行使し、2021年2月1日以前に和解委員会の秘書として赴任した所得税長官が、暫定委員会に代わって和解申請を承認する権限を持つこととする。</p> <p>当該申請を提出するための法第245C条(5)項に規定された日である2021年1月31日以降、2021年9月30日以前に提出された申請書を有効なものとして取り扱い、法第245条A項の(eb)に定義されている「Pending Applications」として処理される。</p>	<p>https://www.incometaxindia.gov.in/news/order-us-119-2-b-dated-28-9-2021-misccomm.pdf</p> <p>Order dated 28 September 2021</p>

3	コンプライアンスを容易にするための当局による特定のタイムライン延長	<p>中央政府は、Covid-19 の大流行によりさまざまな関係者が直面している困難に対処するため、さまざまな関係者から寄せられた意見を考慮し、以下のケースにおいて、1961 年所得税法（以下、ITA）に基づく遵守事項の期限を延長することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税者番号（PAN）と Aadhaar をリンクさせるための所得税局への Aadhaar 番号の通知期限が、2021 年 9 月 30 日から 2022 年 3 月 31 日に延長。 また、ITA に基づくペナルティ手続きの完了期限も、2021 年 9 月 30 日から 2022 年 3 月 31 日に延長された。 <p>1988 年ベナミ財産取引禁止法に基づく裁定機関による通知の発行および命令の通過の期限も 2022 年 3 月 31 日まで延長されている。</p>	<p>https://incometaxindia.gov.in/Lists/Press%20Release/Attachments/974/Press-Release-Government-extends-certain-timelines-to-ease-compliances-dated-17-09-2021.pdf</p> <p>Notification no. 113 of 2021 dated 17th September, 2021</p>
4	コンプライアンス期限の緩和	Covid-19 の重大性に鑑み、CBDT は、2021 年 8 月 3 日、2021 年 8 月 29 日、2021 年 9 月 9 日付の通達／プレスリリースにより、ITA に基づくコンプライアンスの実施期限を延長した。関連するタイムラインの一部を以下にまとめている。	<p>https://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular_no_15_2021.pdf</p> <p>https://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular-no-16-of-2021.pdf</p> <p>https://incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular-no-17-of-2021.pdf</p>

S.No	コンプライアンスの内容	法定期限（当初もしくは前回延長時）	延長後の期日
1	FY2020-21 のいずれかの法規定に基づく監査報告書（税務監査報告書、Form 10DA など）	2021 年 10 月 31 日	2022 年 1 月 15 日
2	国際・特定国内取引に関する報告書（Form No.3CEB）	2021 年 11 月 30 日	2022 年 1 月 31 日

3	AY2021-22 にかかる所得税申告書 (ITR) : 個人、会計監査を受ける必要のない人など、その他の納税者	2021年9月30日	2021年12月31日
4	AY2021-22 の ITR : 会計監査を受ける必要のある会社などの納税者の場合	2021年10月31日	2022年2月15日
5	AY2021-22 の ITR : No.3CEB を提出する必要がある納税者の場合	2021年11月30日	2022年2月28日
6	AY2021-22 の遅延・修正申告の提出について (全納税者対象)	2022年1月31日	2022年3月31日
7	Form No.1 の平衡税ステートメント	2021年8月31日	2021年12月31日
8	規則 10DB に基づき、Form No.3CEAC で第 286 条(1)に基づき、インドに居住していない親会社を持つ国際的なグループのインドに居住している構成企業からの情報提供	2021年11月30日	2021年12月31日
9	Sec.286(4)但し書きに基づく国際的なグループを代表して、規則 10DB に基づく Form No.3CEAE を用いて行う意思表示	2021年11月30日	2021年12月31日
10	2021年6月30日に終了する四半期の Form II によるインドでの投資に関する告知書の提出	2021年7月31日	2021年9月30日
11	2021年6月30日に終了する四半期の Form No.10BBB による、インドで行われた投資に関する通知の提出	2021年7月31日	2021年9月30日

Sr. No	項目	概要	引用文献
5	2021年租税法 (改正) 法	<p>政府は、1961年に制定された所得税法上の間接譲渡に関する規定の遡及適用を撤回するため、「2021年租税法 (改正) 法」を可決した。</p> <p>キーポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 2012年5月28日 (2012年財政法が議会の同意を得た日) 以前に行われたインドの資産の間接的な譲渡については、2012年の財務法による遡及修正に基づき、今後、税務上の審査請求を提起することはできない。 	https://prsindia.org/files/bills_acts/bills_parliament/2021/Taxation%20Laws%20(Amendment)%20Bill,%202021%20Text.pdf

		<ul style="list-style-type: none"> 2012年5月28日以前に行われたインドの資産を間接的に譲渡した場合に発生した審査請求は、係争中の訴訟を取り下げたり、取り下げの約束をしたり、費用や損害、利息などの請求をしない旨の約束をするなど、特定の条件を満たすことで無効となる。 	
6	フェイスレス・アセスメントからの追加除外と、管轄税務官に移管された特定のケースの処理手続きについての通知	<p>CBDT は、2021年9月6日付の通達と書簡で、フェイスレス・アセスメントからの除外と、管轄の査定官/税務官に移管された特定のケースの処理方法を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> CBDT は、以前の通達で、以下の状況を除き、所得税法の第 144B 条に基づき、すべてのアセスメントオーダーを National Faceless Assessment Centre (NFAC) で下すように指示した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ セントラルチャージに割り当てられたケースのアセスメントオーダー ▶ 国際税務担当に割り当てられた案件のアセスメントオーダー CBDT は、2021年9月6日付の通達を発行し、上記のフェイスレス・アセスメントの例外リストに次のような追加を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 技術的な理由により Income-tax Business Application (ITBA) でペンデンシー(保留)を作成できなかったケースや、納税者番号 (PAN) を持っていないケースでのアセスメントオーダー。 	<p>https://www.incometaxindia.gov.in/Lists/Latest%20News/Attachments/467/ORDER-UNDER-SECTION-144B-MiscComm 6-9-21.pdf</p> <p>F No. 187/3/2020-ITA-I Order dated 6 September 2021</p>

7	<p>25万インドルピーを超えるPF（準備基金）拠出の課税対象となる利息の計算に関する規則 9D の導入</p>	<p>2021年財政法（FA 2021）では、ITA の第 10 条(11)項および第 10 条(12)項に新たな但し書きが挿入され、以下のように記載されている。</p> <p>ITA 第 10 条(11)項（特定準備基金からの受取金の免除に関する規定）および ITA 第 10 条(12)項（公認準備基金に加入している従業員に支払う累積残高の免除に関する規定）で認められた免除は、FY2021-22 またはそれ以降の会計年度において、特定金額を超える拠出金に発生した利息には適用されない。納税者である従業員の特定拠出金とは、特定準備基金または公認準備基金への各年度の拠出金が 25 万インドルピー（雇用者による拠出がない場合は 50 万インドルピー）を超える金額またはその総額を指す。さらに、このような課税対象となる利息の計算方法が規定されている。</p> <p>この度、CBDT は、2021 年 8 月 31 日付の通知 No.95 を発行し、ITA の第 10 条(11)項および第 10 条(12)項に関連して、特定準備基金または公認準備基金への拠出金に関する課税利息の計算方法を規定するために、1962 年の所得税規則の新しい規則 9D を導入した。</p> <p>本規則は、2022 年 4 月 1 日から施行される。</p> <p>新ルールでは、FY2021-22 から、課税対象と非課税対象の拠出金を別々の口座で管理する必要があると規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 非課税拠出金勘定は、以下のもので構成される。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 2021 年 3 月 31 日時点での PF アカウムの最終残高。 	<p>https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_95_2021.pdf Notification No. 95/2021-Income Tax Dated: 31st August 2021</p>
---	--	---	---

		<p>(ii) 2021-22 課税年度およびそれ以降の課税年度に行われた拠出金のうち、課税対象となる拠出金勘定に含まれていないもの、および</p> <p>(iii) 上記(i)および(ii)に記載された拠出金に対する、未払利息。</p> <p>引き出しがある場合は、それを差し引いた金額。</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税対象となる拠出金勘定は、以下のもので構成される。 <p>(i) 2021-22 課税年度およびそれ以降の課税年度に PF アカントで行われた拠出金が、閾値（25 万インドルピー）を超えている場合；および</p> <p>(ii) 上記(i)に記載された拠出金に対する未収利息。</p> <p>引き出しがある場合は、それを差し引いた金額。</p>	
--	--	---	--

Sr. No	項目	概要	引用文献
2. GST (物品・サービス税)			
1	Form GSTR-9C の照合書の自己証明	2021 年財政法第 110 条および第 111 条は、2021 年 8 月 1 日から効力を有するとして通知された。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-29-central-tax-english-2021.pdf Notification No. 29/2021 – Central Tax
2	FY2020-21 の特定の納税者に対する年次申告書および調整書の報告義務の緩和、ならびに年次申告書および調整書の	2017 年 CGST 規則の Rule 80 の改正と、FY2020-21 の Form GSTR 9 および 9C の通知を行う。規則 80 では、総売上高が 5,000 万ルピー以下の納税者に対する GSTR-9C の免除が規定されている。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-30-central-tax-english-2021.pdf Notification No. 30/2021 – Central Tax

	提出の免除	総売上高が 2,000 万インドルピー以下の納税者は FY2020-21 の年次申告書の提出が免除される。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-31-central-tax-english-2021.pdf Notification No. 31/2021 – Central Tax
3	中央物品・サービス税規則 (2017 年) の改正	<ul style="list-style-type: none"> 2013 年会社法に基づいて登録された企業が、電子認証コードを通じて GSTR-1 および GSTR-3B を提出することが可能となった。 2021 年 3～5 月までの期間における GSTR-1/GSTR-3B の未提出による e-waybill の生成制限に関する規定は、2021 年 5 月 1 日～8 月 18 日までの間は適用されない。 	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-32-central-tax-english-2021.pdf Notification No. 32/2021 – Central Tax
4	恩赦スキーム	GSTR-3B の提出が遅れた場合の延滞料に関する恩赦スキームが 2021 年 8 月 31 日から 2021 年 11 月 30 日に延長された。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-33-central-tax-english-2021.pdf Notification No. 33/2021 – Central Tax
5	登録抹消申請の期限延長	CGST 法第 29 条(2)項の(b)または(c)項に基づいて登録が取り消された場合、登録取消撤回申請の提出期限が 2020 年 3 月 1 日から 2021 年 8 月 31 日までにかかるものは 2021 年 9 月 30 日まで延長された。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-34-central-tax-english-2021.pdf Notification No. 34/2021 – Central Tax
6	2017 年の CGST 規則の改正	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の PAN に基づく銀行口座詳細の入力 登録取消撤回申請、返金申請のために登録者に必要な Aadhaar 認証について Form ITC-04 での業務用物品の送付／受け取りに関する情報の提出頻度の変更について 前月の GSTR-3B を提出していない場合の GSTR-1 の提出制限について 州内供給とみなされた取引について税金を支払ったが、後に州間供給であると判断された場合の還付申告のオプション 	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-35-central-tax-english-2021.pdf Notification No. 35/2021 – Central Tax
7	Aadhaar 認証	特定の納税者には Aadhaar 認証が必要ない。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-36-central-tax-english-2021.pdf Notification No 36/2021-Central Tax

8	GST 税率の変更	<ul style="list-style-type: none"> 2021年9月17日に開催された GST 審議会の第45回会合で提言された特定サービスの GST 税率の変更について 2021年9月17日に開催された GST 審議会の第45回会合で提言された、特定のサービスの GST 免除措置の変更について 特定の商品に関する GST レートの変更 特定の商品に適用される GST 免除の変更 特定の商品の場合のリバースチャージ・メカニズムによる GST の適用に関する変更 中央政府または州政府によって正式に承認されたプログラムの下で、経済的に弱い立場にある人々に無料で配布することを目的とした、単位容器に入れられた食品調合物に対する低率の GST 2021年12月31日までの COVID-19 で使用される特定の医薬品に対する GST 免除 	<p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-06-2021-2020-cgst-rate.pdf Notification No. 06 /2021- Central Tax (Rate)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-07-2021-2020-cgst-rate.pdf Notification No. 07/2021 - Central Tax (Rate)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-08-2021-cgst-rate.pdf Notification No. 8/2021-Central Tax (Rate)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-13-2021-cgst-rate.pdf Notification No. 13/2021-Central Tax (Rate)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-09-2021-cgst-rate.pdf Notification No. 9/2021-Central Tax (Rate)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-10-2021-cgst-rate.pdf Notification No. 10/2021-Central Tax (Rate)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-11-2021-cgst-rate.pdf Notification No. 11/2021-Central Tax (Rate)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-12-2021-cgst-rate.pdf Notification No. 12/2021-Central Tax (Rate)</p>
9	GST Circulars	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月27日付の Honble Supreme Court's Order に基づく GST 法の期限延長についての明確化 登録抹消申請期限の延長について明確化 	<p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/157-13-2021%20GST%20Circular.pdf Circular No. 157/13/2021-GST</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular%20No.%20158_14_2021_GST.pdf</p>

		<ul style="list-style-type: none"> • Intermediary の範囲に関する疑問点の明確化 • GST 関連の問題点の明確化。 • 2017 年 IGST 法第 2 条(6)項の条件(v)サービスの輸出に関連する明確化。 • CGST 法第 77 条(1)項および IGST 法第 19 条(1)項に規定されている税金の還付についての明確化。 	<p>Circular No. 158/14/2021-GST https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular%20No.%20159_14_2021_GST.pdf Circular No. 159/15/2021-GST</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular%20No.%20160_14_2021_GST.pdf Circular No. 160/16/2021-GST</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular%20No.%20161_14_2021_GST.pdf Circular No. 161/17/2021-GST</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular%20No.%20162_18_2021_GST.pdf Circular No. 162/18/2021-GST</p>
--	--	--	---

Sr. No	項目	概要	引用文献
3. 関税			
1	アンチダンピング関税 (ADD)の賦課	<ul style="list-style-type: none"> 中国、インドネシア、韓国、タイからの無水フタル酸 (PAN) の輸入に対し、5年間の ADD を課す。 中国を原産国とする、または中国から輸出される「化粧品グレードを除く天然マイカベースのパール工業用顔料」の輸入に対し、5年間の ADD を課す。 中国、マレーシア、タイ、インドネシアからの「アルミニウム箔」の輸入品に対し、5年間の ADD を課す。 	<p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd43-2021.pdf Notification No. 43/2021 -Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd47-2021.pdf Notification No. 47/2021 -Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd51-2021.pdf Notification No. 51/2021-Customs (ADD)</p>
2	アンチダンピング関税 (ADD)の賦課期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ロシア原産またはロシアから輸出されるポリテトラフルオロエチレンに関する ADD の延長 (2021年11月30日まで)。 中国を原産国とする、または中国から輸出される「合金鋼または非合金鋼の線材」に対する ADD の延長 (2022年1月31日まで)。 中国を原産国とする、または中国から輸出される「トレーラー用アクスル」の輸入に関する ADD を2022年1月28日まで延長。 インドネシア、シンガポールからの非塗工コピー用紙の輸入に対する ADD を2022年2月28日まで延長。 	<p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd41-2021.pdf Notification No.41/2021 -Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd42-2021.pdf Notification No. 42/2021-Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd46-2021.pdf Notification No. 46/2021-Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd48-2021.pdf Notification No. 48/2021-Customs (ADD)</p>

		<p>中国からの「ガラス繊維およびその製品」の輸入に関する ADD を 2021 年 10 月 31 日まで延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国 PR および EU からの「合金鋼または非合金鋼のカラーコーティング/プレペイントされた平板製品」に対する ADD を 2022 年 3 月 31 日まで延長。 2022 年 2 月 28 日まで、中国から輸入される「艶出し/無釉磁器/ガラススタイル (研磨仕上げまたは非研磨仕上げ、吸水率 3%未満)」に対する ADD を延長。 	<p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd49-2021.pdf Notification No. 49/2021-Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd53-2021.pdf Notification No. 53/2021-Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd54-2021.pdf Notification No. 54/2021-Customs (ADD)</p>
3	アンチダンピング関税 (ADD) の除外	<ul style="list-style-type: none"> 中国およびインドネシアを原産国または輸入国とするビスコース・ステープル・ファイバー(VSF)に関する ADD が除かれた。 炭酸バリウムの中国原産または中国からの輸入に関する ADD が除かれた。 タイヤ加硫プレス (タイヤ加硫機またはタイヤ用ゴム加工機) の輸入に関する追加 (バイサイクルタイヤ加硫用の 6 日光加硫プレスを除く) 中国で生産された、または中国から輸出されたタイヤ加硫プレスの輸入に関する ADD。 	<p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd44-2021.pdf Notification No. 44/2021-Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd45-2021.pdf Notification No.45 /2021-Customs (ADD)</p> <p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd52-2021.pdf Notification No. 52/2021-Customs (ADD)</p>
	アンチダンピング関税 (ADD) の一時的な取消し	<ul style="list-style-type: none"> 2022 年 1 月 31 日まで、中国を原産地とし、または中国を輸出国とする「合金鋼の直尺棒およびロッド」の輸入に課されていた ADD を一時的に取り消す。 	<p>https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd55-2021.pdf Notification No. 55/2021-CUSTOMS (ADD)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 2022年1月31日まで、ブラジル、中国、ドイツを原産国または輸出国とする「ノンコバルトグレードの高速度鋼」の輸入に課されていた ADD を一時的に取り消す。 2022年1月31日まで、中国、ベトナム、韓国を原産地とし、アルミニウムと亜鉛の合金でメッキまたはコーティングされた鋼製平板圧延品の輸入に課される ADD を一時的に取り消す。 	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd56-2021.pdf Notification No. 56/2021-CUSTOMS (ADD)
		https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd57-2021.pdf Notification No. 57/2021-CUSTOMS (ADD)

Sr. No	項目	概要	引用文献
4. 外国貿易政策 2015-20			
1	輸入方針の変更	グジャラート州 GIFT City にある IFSC の航空機リース会社による航空機の輸入を許可。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/ad3a2c1f-bf0c-48f1-bdb6-f526f4eff574/Notification%2021%20dt%2031-08-21%20Eng.pdf Notification 21/2015-2020
2	輸出政策の変更	<ul style="list-style-type: none"> 水銀の輸出政策が「自由」から「制限付き」に変更された。 COVID-19 迅速抗原検査キットの輸出ポリシーが「自由」から「制限付き」に変更された。 	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/0214b449-378a-44eb-8cb2-384d2ced1a12/Noti%2031%20Eng.pdf Notification 30/2015-2020
3	輸出入者コードの修正期間の延長	2021年度の輸出入者コードの変更期間を2021年7月31日まで延長し、手数料を免除。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/5baa33d0-13d0-4b7a-9f78-5a3543681416/Notification%2011%20dt%2001-07-21%20Eng.pdf Notification No. 11/2015-20

4	外国貿易政策 2015-20 の延長	外国貿易政策 2015-20 が 2022 年 3 月 31 日まで延長された。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/c6743e56-0ce1-4171-ba3c-c8506a8a6409/Notification%20no%2033%20english.pdf Notification 33/2015-2020
5	特定の事前認可および輸出促進資本財 (EPCG) 認可の輸出義務期間の延長	特定の事前認可および EPCG 認可の輸出義務期間を 2021 年 12 月 31 日まで延長 (組成手数料なし)。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/1a5889c2-b1af-44c6-b609-c117274f6d3d/Notification%20No%2028%20English.pdf Notification 28/2015-2020
6	FY2019-20 におけるインドからのサービス輸出スキーム (SEIS)	FY2019-20 に提供されるサービスに対する SEIS の対象サービスとレートの一覧が通知された。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/4fdc4659-bdc3-47db-ad29-b85066a6cbfe/Notification%20No%2029%20dt%2023%2009%2021-English.pdf Notification 29/2015-2020
7	スクリップベースの外国貿易政策 (FTP) スキームの申請書提出最終日および Duty Credit Scrips の有効期間	製品輸出スキーム (MEIS)、サービス輸出スキーム (SEIS)、州および中央の租税および課徴金の割り戻し (ROSCTL)、州税免除スキーム (ROSL) における 2% の追加アドホック・インセンティブの申請書提出の最終期限は 2021 年 12 月 31 日と通知された。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/4e7dbaf3-91fe-4390-8ca8-2c2fda0be3bd/Notification%20No%2026%20English.pdf Notification 26/2015-2020
8	輸出品に対する関税・諸税の減免制度 (RoDTEP) のガイドライン	RoDTEP のスキームのガイドラインとレートが通知された。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/ee052ba4-d026-4e3b-a100-20fdd0daeba2/Notification%20No.%2019%20English.pdf Notification 19/2015-2020
9	非優先事項証明書の電子提出義務化の期日延長について 共通デジタルプラットフォームを用いた原産地証明 (CoO) の提出	発行機関の紙ベースのシステムによる CoO (非優先) の提出・発行は、2021 年 9 月 30 日まで継続可能。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/3b3ecfbc-663d-4b11-abbe-519bd385e3fe/Trade%20Notice%2010%20-Extension%20of%20Timelines%20for%20NP%20CoOs.pdf Trade Notice No. 10/2021-2022